

風しん第5期予防接種を無料で実施します

●実施期間

令和4年3月31日までの3年間

●対象者

- 風しん抗体検査
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれで南阿蘇村内に住所を有する男性
- 風しん第5期予防接種
上記の風しん抗体検査で抗体価が不十分だった人

●接種ワクチン

麻しん風しん混合ワクチン (MR ワクチン)

●検査・予防接種の実施場所 (村内)

阿蘇立野病院、上村医院、渡辺内科
寺崎内科胃腸科クリニック、藤本医院
※上記以外 (村外) の実施医療機関は、厚生労働省のホームページでご確認ください。



●無料クーポン券

無料で風しん抗体検査および風しん第5期予防接種を受けるにはクーポン券が必要です。

今年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの人に6月中旬以降にクーポン券を郵送しています。それ以外の人には来年度以降に順次郵送いたしますが、今年度検査・接種を希望される人はお問い合わせください。

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL (67) 2704

受動喫煙対策について ～健康増進法が改正されました～

昨年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、「望まない受動喫煙をなくすこと」、「受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者等に配慮すること」、「施設の類型・場所ごとに受動喫煙対策を実施すること」が求められるようになりました。

そのため今年7月1日から庁舎を含む次の施設の敷地内は原則禁煙 (電子タバコを含む) となります。また、来年4月からは、多くの人が利用する施設でも屋内禁煙の取り組みが必要となります。

●7月1日から原則敷地内禁煙となる施設 (第1種施設)

〈対象となる行政施設〉

南阿蘇村役場 (旧庁舎含む)、白水保健センター、長陽保健センター
〈その他〉

学校、病院、児童福祉施設、バス、タクシー等

●令和2年4月から屋内禁煙となる施設 (第2種施設)

第1種施設以外の多数の人が利用する施設が対象
(ホテル、旅館、飲食店、事務所など多くの人が利用する施設)



子どもや患者さんは受動喫煙の影響を強く受けます。よってこれらの施設は原則敷地内禁煙となります。

【以下に該当する場合のみ喫煙が認められます】

- 法律で定める喫煙専用室の設置 (設置には国の助成事業を活用できる場合があります)
- 個人または中小企業が経営し、客席面積100㎡以下の場合、経過措置として喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内で喫煙可能。ただし20歳未満は立入禁止。
- 喫煙を目的とするバーおよびスナック・公衆喫煙所等は法律で定める要件を満たせば、屋内の全部または一部 (喫煙目的室) で飲食等をしながらの喫煙が可能。

詳しくは、阿蘇保健所へお問い合わせください TEL (24) 9036